

# 固定資産税のお知らせ

平成31年度償却資産申告のお願い

償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等のことです。町内に償却資産を所有されている方は平成31年1月1日の所有状況について申告をお願いします。

## 申告の対象となる償却資産

- ① 構築物(駐車場・看板等)
- ② 機械および装置(工作機械・印刷機械等)  
※太陽光発電設備(家庭用以外)も含む
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具(台車大型特殊自動車等)
- ⑥ 工具・器具および備品  
(ロッカー・パソコン等)

## 原則として申告対象外のもの

- 土地・建物(一部建物除く)
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・

所得税の申告上、3年間で一括し均等償却される資産

○ 自動車税や軽自動車税の課税対象となる資産(自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクター等)

## 申告の方法

○ 前年度申告をされた方

12月中旬頃に申告書を送付します。平成30年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産および修正を必要とする資産の申告書を出してください。

○ 新規に申告される方

申告書は税務課資産税係(3番窓口)にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

## 提出期限

平成31年1月31日(木)

(提出先 税務課資産税係)



## 家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日とし、その所有者に対して課税されます。

家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となりますが、当該家屋が不動産登記(以下、登記)されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって手続きの方法が異なります。

▼ 取り壊した家屋が登記されている場合  
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

▼ 取壊した家屋が未登記の場合

未登記の家屋は法務局に登記の情報がないため、町へ直接、届出が必要となります。

なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

## 住宅用地に対する課税標準の特例措置について

住宅用地に対する課税標準の特例措置とは、居住用家屋の敷地について200㎡までは課税標準額が評価額の6分の1の額に、200㎡を超える部分(住宅の床面積の10倍まで)は課税標準額が評価額の3分の1の額に減額される特例措置です。

▼ 特例適用条件

専用住宅、併用住宅、セカンドハウスと認められた家屋に居住されている方が対象となります。

▼ 申請はお忘れなく

特例措置を受けるには申請が必要となります。住宅を新築された方や、中古住宅を購入された方は、特例適用の申請をお願いいたします。

問い合わせ先

税務課資産税係(32)3126

**確定申告に向け、  
利用者識別番号（ID・パスワード）を  
取得してください**

平成30年分の確定申告から、役場で受け付けをした確定申告は、データで税務署へ提出することとなります。

先月号の広報やまゆりで「税務署からのお知らせ」(8ページ)を掲載しましたが、役場で確定申告をされる予定の方も利用者識別番号(ID・パスワード)を取得していただくこととなります。

利用者識別番号(ID・パスワード)は12月中旬に税務署でお手続きいただくか、申告期間中に役場申告会場で取得していただくようになります。どちらの場合にも申告者ご本人を確認できる運転免許証などの書類が必要となります。ご不明な点や詳細については国税庁のホームページをご覧いただくか、税務課住民税係または佐久税務署へお問い合わせください。

ホームページURL

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tokokedesho/kaisih3.htm>

または【国税庁 利用者識別番号 取得】で検索してください。

問い合わせ先

税務課住民税係 (32)3126

佐久税務署(個人課税第一部門)

0267(67)3462(直通)

0267(67)3460(代表)

## 平成30年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日会場で配付し、講師は税務署職員(または税務署が依頼した税理士)が行います。なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

### 農業所得関係

日 時	場 所	対象地区
12月3日(月) 午前10時～正午	佐久平交流センター (佐久市佐久平南4番地1)	全市町村

### 営業・不動産所得関係

日 時	場 所	対象地区
12月4日(火) 午後2時～4時	小諸市文化センター (小諸市甲1275番地2)	小諸市 御代田町

※消費税の軽減税率制度等についても説明を予定していますので、ぜひご参加ください。

※各会場とも、駐車場のスペースに限りがあります。

問い合わせ先 佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 0267(67)3462

## 町税の納め忘れはありませんか？

平成30年も残すところ1か月となりました。税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。

税金の納め忘れがあると、滞納となり延滞金等が加算され、負担が大きくなってしまいます。税金の納め忘れがある場合には、お早めに納付をお願いします。

また、町では、納税の公平性の確保と収納率の向上を目的に、滞納処分を実施しています。

滞納処分とは、地方税法に基づき、金融機関への預金調査や、勤務先への給与調査、生命保険、不動産、売掛金、年金、自動車などを調査し、財産を発見した場合には、差し押さえを行い、滞納している税金に充てるものとなります。随時納付相談を行っておりますので、納税でお困りの方は税務課収税係へご相談ください。

### 延滞金の計算例…10万円を納期限後180日滞納した場合

- ① 10万円×2.6%×30日÷365日≒213円
- ② 10万円×8.9%×150日÷365日≒3,657円
- ③ ①+②=3,870円 100円未満切り捨てし、3,800円が延滞金として加算されます。

### ◎納税は便利な口座振替で！

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関に出かける必要がありません。納付書を無くしたり、うっかり納め忘れたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替は、八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局の各預貯金口座を利用できます。税務課および上記金融機関窓口にて、専用の用紙がありますので、必要事項を記入して提出してください。

問い合わせ先 税務課収税係(32)3126